

平成19年第4回教育委員会記録

平成19年3月15日（木）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成19年3月15日(木) 午前10時00分～午前11時3分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員代理者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 井出 隆安

欠席委員 安本 ゆみ

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 学校適正配置担当部長 小澄 龍太郎

庶務課長 松岡 敬明 学校適正配置担当課長 吉田 順之

杉並師範館長 田中 哲 学校運営課長 井口 順司

学校課長 渡辺 幸一 指導室長 種村 明頼

社会教育課長 赤井 則夫 済美教育一長 根本 信司

済美教育一長 植田 敏郎 済美教育一長 由井 良昌
副所長 統括指導主事

中央図書館長 原 隆寿

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 1名

会議に付した事件

(議案)

議案第20号 平成18年度杉並区指定・登録文化財について

議案第21号 教育委員会幹部職員の任命について

(報告事項)

(1) 服務監察結果について

- (2) 学校給食の標準給食費の改定について
- (3) 任期付学校教育職員の採用について
- (4) 区立小・中学校長・副校長の人事異動について（平成19年4月1日）
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (6) 「いじめ対応マニュアル」について

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

議案第20号 平成18年度杉並区指定・登録文化財について・・・・・・・・ 4

議案第21号 教育委員会幹部職員の任命について・・・・・・・・・・ 12

報告事項

(1) 服務監査結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

(2) 学校給食の標準給食費の改定について・・・・・・・・・・ 7

(3) 任期付学校教育職員の採用について・・・・・・・・・・ 15

(4) 区立小・中学校長・副校長の人事異動について・・・・・・・・ 16

(5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・ 9

(6) 「いじめ対応マニュアル」について・・・・・・・・・・ 9

委員長 おはようございます。朝早くからありがとうございます。

議会もありまして、職員の皆様と大変ご苦勞だったと思いますけれども、ありがとうございます。

ではただいまから、第4回教育委員会の定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、大藏委員にお願いいたします。

本日安本委員はご都合によりまして欠席ということでございます。しかし定員に達しておりますので、この会は成立いたすわけでございます。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が2件、報告が6件となっております。

日程第2、議案第21号及び日程第3、報告事項の(3)、(4)は人事案件となっております。

以上につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条によりまして、会議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、議案第21号の審議及び報告事項(3)、(4)の報告の聴取は非公開とさせていただきます。

それでは議案の審議に入ります。日程第1、議案第20号「平成18年度杉並区指定・登録文化財について」を上程し、審議いたします。

社会教育スポーツ課長からご説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 議案第20号「平成18年度杉並区指定・登録文化財について」、右の議案を提出する。平成19年3月15日、提出者、杉並区教育委員会教育長、井出隆安。1ページ目をおめくりいただきたいと存じます。

まず指定文化財でございますけれども、1件でございます。種別は有形文化財、彫刻。名称は「木造馬頭観音立像」1軀、所有者等は慈宏寺、所在地は杉並区宮前3丁目1番3号慈宏寺内でございます。

続きまして登録文化財でございますが、こちらについても1件ございまして、種別は史跡、墓・碑でございます。名称は、「市川団藏歴代の墓」1基でございます。所有者等は法照寺、所在地は杉並区永福1丁目6番11号、法照寺内でございます。提案理由でございますが、杉並区文化財保護条例第31条の規定により、文化財保護審議会の答申を得られたので、同条例第14条の規定に基づき、杉並区指定文化財及び登録文化財とするため、提案するものでございます。

もう1ページおめくりいただきたいと存じます。

こちらは指定文化財の木造馬頭観音立像について説明がございまして、概略説明いたしますと、この「木造馬頭観音立像」は、通常見られる忿怒相ではなく、極めて穏やかな表情で、

頭部天冠台の周囲に小さな化仏11面を配し、頭頂に精巧なつくりの馬頭を置く木造のように、千手観音と馬頭観音が合体したような作例は珍しく、研究資料としても価値が高いものでございまして、4ページ目にその写真が右側でございまして、添付してございます。

またこの馬頭観音は区内松庵村にあった天台宗の円光寺の本尊であったものといわれており、「新編武蔵風土記稿」の松庵村の項にもこれに関する記載がありまして、円光寺は松庵稲荷神社の西隣、松庵3丁目11番にあったが、明治初年に廃寺となっております。その後、慈宏寺が火災で焼失したため、廃寺となっていた円光寺の本堂を慈宏寺の本堂として移築したといわれており、その際に円光寺の本尊であったこの馬頭観音も慈宏寺に移されたものといわれております。廃寺となった円光寺を知る資料としても貴重な作品でございまして。

次に写真の前の資料でございまして、「市川団蔵歴代の墓」でございまして、こちらは登録文化財でございまして、概略をお話ししますと、市川団蔵家は屋号を三河屋といひまして、団十郎の門葉では最も古く重い家柄であります。墓碑には正面と両側面に初代から五代までの市川団蔵や、初代団三郎、三代・五代・五代の次の団之助などの団蔵の家族ら28名の法名が刻まれ、正面に丸に三引の紋、台座には三升の紋、左側面に一句が刻まれてございまして、こちらの写真が「木造馬頭観音立像」の左にございまして、左側面の句「周の春はきのふなりけり冬至梅」は、四代団蔵の次男三代団之助の辞世の句であって、若女形として活躍したが、借財と病苦により自殺しました。

周の春とは周（中国）の時代の正月のことで、周の時代には11月を正月としたので、11月1日を指しているものでございまして。さらに江戸時代には、歌舞伎の顔見世興行が11月1日に行われたため、歌舞伎を知るものにはなじみ深い語句でありました。この句では、その周の春が昨日と詠まれており、まさに三代目団之助の命日を表しているものでございまして、貴重なものでございまして。

説明は以上でございまして。

委員長 はい、わかりました。

では、ただ今のご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大藏委員 馬頭観音というのはいつ頃のものというのはどこかに書いてありますか。

社会教育スポーツ課長 平安時代というような話が出てはいるんですけども、正確な年代はまだ特定できていないんですが、相当古いものということでもあります。

また、馬そのものが非常にリアルに描かれてございまして、非常に珍しいものということで、仕様を指定するということになってございまして、年代についてはたしか平安ぐらいの時代ではないかということです。

すみません。失礼しました。正確には鎌倉時代末の13世紀だそうでございます。

委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 では議案第20号は原案どおり可決して異議ございませんでしたか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、議案第20号は原案どおり可決いたします。ありがとうございます。

次に日程第3、報告事項の聴取に入ります。

はじめに「服務監察結果について」のご説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは私のほうから、今年度の服務監察結果につきましてご報告を申し上げます。

まず、この服務監察の目的でございますけれども、職員の非行や事故を未然に予防し、良好な職域環境を保全するとともに、全体の奉仕者として、区民に信頼される教育及び教育行政の実現を図るために服務監察を実施するものでございます。

今年度はそちらに記載のとおり、杉並第一小学校ほか23校園、計24校園につきまして実施をしたものでございます。実施期間につきましては前期と後期、2期に分けて、6月と10月というところで実施いたしました。監察員等につきましては、記載のとおりでございます。

監察項目でございますけれども、まず1つは、学校運営関係ということで、そちらに記載の教育課程あるいは学校行事等々の内容。また2点目に服務関係、3点目として金銭関係、あとその他と、特に服務監察時において疑義が生じた点という項目につきまして監察を行いました。

監察結果の一覧につきましては、別紙の記載のとおりでございますけれども、特に今年度監察を行った中では、指摘事項のあった箇所が2カ所ございまして、1つは松ノ木小学校でございます。事務処理の遅滞、事務職員の事務分担と管理者の指揮命令等々、指摘事項がございました。松ノ木小学校につきましては、別紙に記載のとおり2回にわたり監察を実施した結果、事故につながることはないということは判明しましたが、提出書類に誤記が多少見受けられるということでございますので、引き続き書類等を随時点検し、指導、指摘をしてまいりたいと考えているところでございます。

もう1校につきましては泉南中学校でございますが、教職員の勤怠管理あるいは帳簿類の不備等が散見されたということでございまして、こちらにつきましても再度監察を行い、改善書の提出を求め、学校のほうで改善計画を十分に検討の上提出し、現在も改善実行中ということで、引き続き指導をしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、その他の学校、幼稚園につきましては、今回の監察を通して法令等の違反あるいはその

違反する疑い等の状況というのは見受けられませんでした。また事務処理における簡易なミスというのは、監察日当日の指摘で改善指導したということでございます。

今年度の服務監察結果につきましては以上でございます。

委員長 はい。それではただいまのご説明にご質問、ご意見ありましたらお願いします。

大藏委員 今のご報告ではありませんが、24校園というのは杉並区の学校の大体半分弱ですよ。あとの残りはどうするんですか。

庶務課長 15年度から実施しております、15年度は実施の初年度ということで、このときは5校園。16年度は23校園。17年度は教科書採択等々でかなり時間的な厳しさがありまして、17年度は実施をしておりませんが、一応3年間で全校を回りたいという予定で実施しておりますので、概ね今年度の実施数並にいけば、3年間で全校を回れるかなといった状況でございます。

大藏委員 その次は大体何年後ぐらいにやるんですか。

庶務課長 これは毎年、大体二十数校実施してまいりますので、学校から見ますと3年に1回ぐらいは回ってくるかなと。あと区の監査がございますので、それとダブらないように交互にと。双方が大体3年に2回、区の監査と教育委員会の服務監察が回ってくると、そんな状況でございます。

宮坂委員 区の監査というのは、同じような内容なんですか。

庶務課長 区の監査は施設設備、それからあとは金銭関係で、服務監察は、いわゆる教育課程の中身に関わるんですね。このあたりにつきましては、区の監査では見ておりません。

委員長 こういう不備だというのは、どういうようなところから発生しやすいんですか。

庶務課長 例えばですね、1人の担当者が帳簿類の記載をしていて、そのチェック機能として、副校長が本来チェックすべきことが十分にできていなかったとかですね、そのようなあたりが主な原因かと見ております。

委員長 通常にやっていたら大体は問題はないわけですね。

庶務課長 通常にやっていたら、大体問題はないはずなんですけれども。また、やはり服務監察を実施するという機会を通して、改めて点検をしたという学校もございますので、自ら、記載ミス等その機会を通じて修正をしたというようなケースもございます。

委員長 では、よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、不備のないようにご指導のほどよろしくお願いいたします。

続きまして「学校給食の標準給食費の改定について」のご説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは、「学校給食の標準給食費の改定について」、ご報告を申し上げます。ご案内のとおり、小中学校の学校給食の給食費につきましては、教育委員会で標準給食費、1食当たりの単価を定めまして、それをもとにいたしまして各学校で実施回数等を掛けまして、年間額、月割り額等を定めるといった形を取っているところでございます。

そうした中におきまして、学校給食費につきましては、実費弁償、食材費の実費弁償でございますけれども、児童・生徒が必要な栄養量をきちんと取っていくための食材を調達して、それを調理して給食として提供するというところでございますけれども、それにつきまして今回改定をさせていただいたということでございます。

改定の内容でございますけれども、一番の標準単価のところでございますとおり、小中学校ともに、3円の改定による見直しをさせていただいたという内容でございます。

今回の改定の理由でございますけれども、大きく3点ほどございます。2番目の改定の理由というところでございますが、まず①の主食でございますが、お米が18年度の購入実績。またパンと麺類については、共同購入しておりますけれども、供給価格の値上がりがございます、合わせまして0.93円ほどの改定が必要であるということでございます。

また②の牛乳でございますが、こちらも共同購入してございますが、供給価格の値上がりがございます。18年度につきましては瓶の牛乳ですけれども、1本当たり42.51円でしたが、それが次年度につきましては43.47円ということございまして、0.93円ほど差が出てきてしまったということでございます。

なお、牛乳につきましては共同購入によりまして、国のほうから補助が1本当たり0.11円出てございまして、それは次年度も変わりがないというふう聞いてございます。

また③のおかずでございますが、こちらも今年度の購入実績あるいは内閣府の示した消費者物価上昇率の見通し、これは来年度におきまして0.5%ほど上昇すると、そのような見通しが示されております。そのようなことから1.43円の改定が必要であることこのような内訳になってございます。これらを合わせまして約3円の増ということで改定をさせていただいたという内容でございます。

なお、この改定によりまして、給食費全体への影響でございますけれども、まず年額は、現状の18年度では、1年間に小学校の低学年で大体4万3,000円余。それから順次、中学年、高学年と上がりまして、中学校につきましては年間5万5,000円余の給食費でございます。それに対しまして、小学校の低学年で今回の改定により年間811円。中学年で828円、高学年で844円、中学校で1,034円と、このような額が年額としてご負担をいただく額ということでございます。

私からは以上でございます。

委員長 はい、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大藏委員 給食費の改定ではなくて、最近話題になっている中で、給食費の納入率が下がっているというのがありますが、それについて杉並区はどうですか。

学務課長 昨今の新聞報道でございますように、かなり全国的に大体0.5%ほど金額ベースで滞納があるというふうに聞いてございますけれども、金額ベースで杉並区におきましては0.09%となっています。かなり低い現状にはなっております。

委員長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

委員長 ほかにございませんようでしたら次にいきます。ありがとうございます。

引き続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について社会教育スポーツ課長からご説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 私のほうから、説明させていただきますが、まず1点申し訳ございませんが、資料の訂正がございます。後ほど新しい資料を配布しますが、新規承認がお手元の資料では2件となっております。社会教育スポーツ課承認分で、まず1ページ目の「東京都還暦軟式野球連盟」の事業が新規となっておりますが、既に従前にも承認しておりますので、こちらは定例となります。あと今回の新規は1件でございまして、3ページ目の家庭学級、「すぎなみネイチャーゲームの会」、「暮らしの中にネイチャーゲームを!」ということでございまして、これ1件が新規でございます。

この事業は、19年4月15日から19年4月22日にわたりまして、家庭学級を実施するものでございます。

以上1件でございます。申し訳ありませんでした。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。特にございませんか。

(「なし」の声)

委員長 特にございませんようですので、それでよろしいかと思えます。ありがとうございます。

では次に「『いじめ対応マニュアル』について」の説明を、済美教育センター総括指導主事からお願いいたします。

済美教育センター統括指導主事 それでは私のほうから、「『いじめ対応マニュアル』について」、ご説明させていただきます。

この間1月末に私ども済美教育センターで、この「いじめ対応マニュアル」について原案を作成いたしまして、2月に小中学校の校長会の方からご意見を賜りまして、この3月に最終版がまとまりましたのでご報告させていただきます。

目的は資料にありますように、区立小中学校教員向けに「いじめ対応マニュアル」の配布及び研修会の実施を通して、いじめの早期発見・早期対応及び未然防止に向けた教員の資質能力の向上、学校における組織的な対応を推進することが目的でございます。

配布対象は、区立学校の全教職員。内容でございますが、お手元にカラー刷りのものがございますけれども、1枚おめくりいただくと、杉並独自のいじめ発見後の取り組みの流れということで、左側に現在ございますいじめ等対策チーム、4月から「教育SAT」という形になり、そこへの流れが出ていると。それから右側にキーポイントを示しているという形でございます。

また2ページ目でございますけれども、初期対応について、よいことばかりではなくて、教員が陥りがちな意識、このことについても加えさせていただいております。

例えば、1番の保護者・地域からというところでは、下段のほうが「いじめではない。大丈夫です。」など、自分の個人的な判断を述べてしまうというように陥りがちなところも、ここに入れさせていただいております。

3ページからは、いじめ発見のポイントということを示させていただいております。

また5ページ、6ページ、ここはいじめが発生した場合の対応、7ページ、8ページは取り組み、そして10ページに、いじめを防止する重要なポイントとして、学級経営の視点ということを載せさせていただいて、最終ページに、予防キャンペーンの具体的な事例ということを何点か載せさせていただいております。

これらについては、資料を私どもセンターのほうに取りそろえておりますので、学校の要請があれば、すぐに情報提供したいというふうに考えてございます。

申し訳ございません、一番初めの資料にお戻りいただいて、今後の予定でございますけれども、来年度4月16日に説明会、そして具体的にどのような研修を進めていくのかという研修会、これを実施したいと考えてございます。

また、4月から6月にかけて各学校で研修会を実施し、6月に保護者、児童・生徒向けのいじめの早期発見、早期対応、未然防止に関するリーフレットを作成して配布する予定でございます。

私からは以上でございます。

委員長 はい。では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大蔵委員 3ページ、いじめ発見のポイントですけれども、ここに書いてあるのはいじめられている子どものことですね、全部。

済美教育センター統括指導主事 基本的に、いじめられている子どもを発見するポイントということを書いてございます。

大蔵委員 いじめている子どもの発見はないわけですか。常にいじめられた子どもを通して、い

じめを発見しようとしているんですか。

済美教育センター統括指導主事 いじめている子どもに対しては、そのいじめている現場、そこを発見していくのが1番のポイントだと思いますけれども、いじめている子どもの言動、これも含めて変化等が起こるといことも考えられますので、それも含めて研修会等では話していきたいというふうに考えています。

大藏委員 いじめている現場の発見というのはとても難しいと私は思うんですけどね。例えば、口をきかないなんていうのは、なかなか発見できませんよね。しかも私はたくさん知っているわけではありません。しかし、たまたま杉並と限りませんが、いろいろなところで話を聞いたところによると、大体いじめはボスがいて、しかし、それは直接に何もしないと。それでその取り巻きの連中がボスのご機嫌をとるために、いろいろなことをすると。それでしかも複数で、それぞれがいろいろな担当をしたりするので、なかなか難しいということを知ったんですけどね。

済美教育センター統括指導主事 いじめの今の状況ですと、グループで恐らくいろいろな不満を出すために、まず1人を決めてやっていたら、また次に移動していくというような深刻な事例があるということは聞いております。それもやはりそういうものを解決していくというのは、個々への対応だけではなくて、最後のほうに載せております学級経営という視点というのが非常に重要だと。グループの中で解決していく。そういう視点が非常に重要だと思います。そういう具体的な研修の方法も含めて、4月16日に実施していきたいと考えてございます。

宮坂委員 いじめというのは、子ども同士のいじめ、あるいはけんかがどこまでというのは今言ったように難しい面があると思うんです。先生に叱られた場合に、先生にいじめられたというようなことを言う子どもはいないんですか。先生がいじめるというのはとんでもない話なんですけど、その辺あまり神経質になると先生もびびって、正常に叱るべき時に叱れなくなるというのは、逆の面でマイナスに出てくるんですが、その辺の対策とか考え方というのはどんなもんなんだろうかね。

済美教育センター統括指導主事 低学年あたりですと先生に厳しく言われたことで、それに対してそういうようなことを言うということもあるかもしれませんが、それはやはり保護者との連絡というのが非常に重要だと思いますので、連絡帳ですとか、そういうもので保護者と随時連絡を取りながら、保護者とともに子どもの課題解決を図っていくというふうに考えております。

委員長 今日出された「今後の予定」というところで、4月から6月にかけて研修会を各学校で実施するんですね。これ4月と限定するわけにはいかないんですか。新学期早々ぱっとやってしまったほうがよろしいのではないんですか。

済美教育センター統括指導主事 16日に説明する際、なるべく早く、早い時点で行えるようにこ

ちらのほうから申し上げまして、実施日等についてもまた調査していきたいと。できるだけ早い時期に実施できるようにしていきたいというように考えております。

委員長 それからあと、教育再生会議とか、国のほうもかなり時間を割いて、これについて議論されていたようなんですが。それとの関係というのはどうでしょうか。

済美教育センター統括指導主事 国のほうからもいじめに関して、いじめを3つの対応に捉えて、それに対する対策というもので、もう出ているものもございますので、そういうものの情報提供、活用の仕方あるいは都からも出てございますので、そういうのも含めまして16日に実施していきたいというように考えてございます。

委員長 わかりました。ほかにもございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、冒頭にお諮りしましたように、ここからは非公開として審議及び報告の聴取を行いたいと思います。

庶務課長 先ほどの報告事項で1点訂正がございますので、申し訳ございません。服務監察結果の別紙でございますが、実施校の一覧がございますけれども、一番下段、永福小学校の下に八成小学校、平成18年10月31日火曜日に実施しております。特に問題となる指摘はなしということで、恐れ入りますが一校加筆していただければありがたいと思います。大変失礼いたしました。

それではこれから秘密会に入りますので、次回の日程につきましてご報告をさせていただきます。次回の日程は3月28日水曜日、午後2時からということでよろしく願いいたします。日程につきましては以上でございます。

(傍聴人退出)

委員長 では、審議を再開いたします。

日程第2、議案第21号「教育委員会幹部職員の任命について」を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第21号「教育委員会幹部職員の任命について」、ご説明いたします。

2枚目をご覧ください。読み上げをさせていただきます。

「教育委員会幹部職員の任命について」、平成19年4月1日付でございます。以下、新任職、氏名、異動等、前任職等という順で読み上げさせていただきます。

教育委員会事務局教育改革担当部長、小澄龍太郎、異動、教育委員会事務局学校適正配置担当部長。

教育委員会事務局庶務課長(統括課長)、井口順司、異動、教育委員会事務局学校運営課長(統括課長)。

教育委員会事務局副参事（杉並師範館担当）（統括課長）、田中哲、昇任、教育委員会事務局杉並師範館担当課長。

教育委員会事務局教育人事企画課長、種村明頼、異動、教育委員会事務局指導室長。

教育委員会事務局教育改革推進課長、中村一郎、異動、区民生活部区民課長。

教育委員会事務局学校適正配置担当課長、徳嵩淳一、異動、区民生活部すぎなみ地域大学担当課長。

杉並区立中央図書館次長、木浪るり子、異動、政策経営部職員能力担当開発課長。

教育委員会事務局参事（財団法人スポーツ振興財団派遣）、清水文男、異動、区民生活部地域経済振興担当部長。

理由でございますが、教育委員会幹部職員につきまして、人事異動等により新たに任命する必要があるということでございます。

なお、委員の皆様には資料といたしまして、履歴書をつけてございますので、審議の参考としていただければと存じます。

私からは以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大藏委員 小澄さんは、学校適正配置担当部長から教育改革担当部長になるんですけれども、学校適正配置担当部長というのはなくなるんですか。

庶務課長 学校適正配置担当部長という職はなくなります。

大藏委員 教育改革担当部長がやるわけですか。

庶務課長 はい。その教育改革担当部長のラインで、学校適正配置担当課長がその下に来るという形になります。

大藏委員 その次の学校運営課長ですが、学校運営課というものなくなるんですか。

庶務課長 今回の組織改正で、学校運営課と庶務課を統合いたしまして、庶務課の中に現在の学校運営課の機能を持たせるということでございます。

大藏委員 それから、その次の杉並師範館担当課長というポストもなくなるということですか。

庶務課長 いや、このポストは、担当課長から副参事となります。

大藏委員 同じもので統括課長となる。

庶務課長 昇任ということです。

大藏委員 それから指導室長もここに書いてありませんよね、後任は。

庶務課長 今の指導室の機能がいわゆる人事それから教育指導と、2つの面があるんですけれども、人事のほうに特化して教育人事企画課としまして、教育指導のほうは指導主事を含めて全て

済美教育センターのほうに集中して、そちらで特化して行うということで、このような課を設置したということでございます。

大藏委員 全部、指導室関係の人は済美教育センターに行くわけですか。

庶務課長 教育指導関係については、済美教育センターへと。ただ、今はもちろん人事関係は教育人事企画課にと。

大藏委員 今指導主事は2つに分かれていましたよね、センターに行っている人と指導室と。それは全部済美教育センターのほうに統合するんですか。

庶務課長 統括指導主事1名をこの教育改革推進課というところに置きますが、その他はすべて済美教育センターのほうに配置ということになります。

委員長 ほかにございますか。

教育改革担当というのは何をやるのかというか。何でもかんでも全部やってくれるの。

庶務課長 学校適正配置も関連してまいります。主として現在、庶務課の計画係が担っている主に教育施策に関わる部分、それから社会教育スポーツ課に現在あります学校支援係、そちらも新たに教育改革推進課のほうに持ってきて、特にPTA活動、そういうあたりをこちらで一括して扱っていくという考えを持っています。

委員長 いずれにせよ、大変なお仕事ですね。教育改革担当部長の小澄さん。名指しで書かれていますけれども。

教育長 いずれにしても制度上、組織上の改革については、大方方向性が見えた。今後は現場に対する指導力を高めていく必要がある。やはり改革の具体的な現場は学校ですから、その学校を支援していく組織をきちっと作っていききたい。その一つが教育改革担当でもあるし、もう一つはセンターに移した指導主事の現場に対する指導力を高めていくという、センターそのものが現場への支援組織でもありますので、その辺を充実させていきたいというふうに、今回の組織改正、大きな眼目になっている。それを統括する庶務課の機能を高めていくというところです。

委員長 教育基本条例はどこを担当なの。

庶務課長 庶務課が担当してまいります。

大藏委員 よそ様のことでございますけれども、区民生活部から3人いらっしゃるんですが、区民生活部のほうは大きく変わるんですか。

庶務課長 異動内示が午後1時の予定ということになっていまして、私どももまだ他の部署につきましては知らされておられませんので、よろしく願いいたします。

大藏委員 幹部に3人も一カ所から来るとするのは、やはり珍しいのではないですかね。いつもからすると。

教育長 区民生活部は大きいですからね。

委員長 また、前にいらしていて、再度戻ってこられる方もいらっしゃる。

では、議案の第21号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

最後に報告事項の(3)「任期付学校教育職員の採用について」、(4)「区立小中学校長、副校長の人事異動について(平成19年4月1日)」の2件を一括して、指導室長からご説明をお願いいたします。

指導室長 「任期付学校教育職員の採用について」ご報告申し上げます。

採用予定者は乙武洋匡さんでございます。採用予定期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの原則3年間で、最大5年まで更新が可能です。配置校は杉並区立杉並第四小学校でございます。

乙武さんの経歴でございますが、早稲田大学政治経済学部を卒業された後、報道番組のキャスターやスポーツライターなどで活躍され、現在は新宿区の子ども生き方パートナーとして、各学校の指導に当たっておられます。先天性四肢切断による一種一級の障害者ではありますが、執筆活動もされており、著書には「五体不満足」がございます。乙武さんの採用の理由でございますが、乙武さん自身が多様な経験を通して確固たる生き方をされています。その乙武さんが子どもに対して自らの経験、専門性、生き様を直接かつ継続的に語りかけ、指導することによって、子どもたちが自らの価値ある存在として捉える力や、自らの生き方を主体的に探り出す力、さまざまな生涯や困難を乗り越えていく力強く生きる力など、社会の形成者として自立できる力を育成できるものと考えております。

配置校の理由についてでございますが、杉並第四小学校は幼小連携、小中一貫教育の研究、実践校であります。幼稚園から中学までの11年間にわたって、育てたい子ども像の実現に向けた系統のかつ継続的な教育を行うことができ、なおかつ本区が目指す0歳から15歳までの教育を推進していくことができると考えたからであります。

業務内容につきましては、主に5、6学年の所属としてチームティーチングによる道徳、特別活動を中心とした各教科領域の指導にあたってもらうことを考えております。細かいところは校長とよく話し合っていて決めていきたいというふうに思っております。

また児童の安全確保については、担任とのチームティーチングの体制をとったり、介助員をつけたりなど万全の体制を期したいと考えております。

なお、このことにつきましては、20日に記者会見を開き、一斉に周知をしていきたいというふ

うに考えておりますので、20日までご内密にお願いできればというように思っております。

また学校の教職員には、前日の19日に校長から伝えてもらいます。保護者には記者会見の当日、20日に文書でお知らせをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

大藏委員 これは、区費の職員なんですね。

指導室長 そうでございます。

大藏委員 他のところにも広げていくというつもりがあるんですか。さらにもっと人を増やして他の学校にもこのような形の人を配置しよう。また、乙武さんの場合は重度な障害者ですけれども、それ以外にいろいろな形で、小学校高学年なんかの子どもたちのモチベーションを強化するとかですね、そういうことはするつもりなんですか。

指導室長 現在、学校教育の大きな課題となっております、例えば、学力とか体力もしくは特別支援、また、いじめ・不登校の対策、そういうことで指導力に優れた人または経験豊かな人、そういう有用な人材をまた今後、どこに配置するかということも含めて検討していきたいというふうに考えております。

委員長 最初にご説明を、もう一つの報告についても。

指導室長 続きまして、「区立小・中学校長・副校長の人事異動について」ご報告を申し上げます。

校長のほうでございますが、小学校は、退職者が7名、そのうち1名を再任用として引き続き学校経営をしていただきます。校長が変わるところは合計で10校ございます。その内訳は、区内転任が3名、区内の昇任が2名、区外の転任が1名、区外の昇任が4名でございます。

中学校は退職者が3名、再任用、区内転任はございません。校長が変わるところは5校ございまして、その内訳でございますが、区内昇任が1名、区外転任が2名、区外の昇任が2名でございます。

引き続きまして、副校長でございますが、小学校は、退職者が1名ございます。その1名は再任用として引き続き勤務をしていただきます。

副校長が変わるところは合計で17校ございます。区内の転任が6名、区内の昇任が1名、区外転任が2名、区外の昇任が8名ということで17校です。

中学校でございますが、退職者はおりません。副校長が変わるところは6校ございます。区内の転任が2名、区内の昇任が1名、区外転任が2名、区外昇任が1名でございます。

以上でございます。あとは詳しいことはお手元の資料をご覧いただければというふうに思います。以上でございます。

委員長 では最初に「任期付学校教育職員の採用について」ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

杉四小のバリアフリーに対しての設備はどうなっていますか。

指導室長 バリアフリー構造の校舎を持つ学校でございます。

次長 ちょっと補足ですけれども、エレベーターがあって移動できます。しかし、実際に体育館に行くところでは階段になっていまして、その辺をどうするかというような話があるんですが、実際に本人に来てもらって移動がスムーズに行くのか、そうではないのかを見ながら、必要があればやはり直していかないといけないだろうとそういうふうに考えております。

委員長 例えば、トイレでも、身障者用のトイレになっているんですか、構造的に。

次長 それは大丈夫です。

学校適正配置担当課長 改築してありますから、エレベーター等の上下の垂直移動は問題がないんですが、トイレそのものについては現在は「だれでもトイレ」というような形で、身障対応のトイレというのは造っているんですけれども、改築したのが大分前のものですから、トイレの問題と、あそこは幼稚園が入ったので、トイレは幼稚園対象で一部変えているところもあります。ですから実際にはちょっと先ほど次長が申しましたように、若干使ってみて、不都合な点は少し直していきたいと考えています。特に杉四小は校庭に下りるときに1メートルぐらいの段差があります。それから体育館も日影の関係で少し地下に潜らせていますから、階段がございます。そこら辺のところは課題でございますので、実際に春休みぐらいに来られるようですので、そこで指摘を受けたところを少し改善をしていきたいというふうには考えております。

宮坂委員 本人はまだ一度も見えていないんですか。

指導室長 11月に道徳授業地区公開講座というのを開きまして、そこで講師として授業をしていただいたという経緯がございます。そのときは2階に行ってその辺であまり問題なかったというお話は聞いておりますが、細かいことは今後また来ていただいて、詳しくその辺を煮詰めていきたいというふうに思っております。

委員長 まあいろいろ構造的なもの、ハードなものを直すというのも大事なことなんだけれども、ある意味では子どもたちに人の手を使ってというのも、教育の一環とすれば、その辺どういうふうに考えていくのかというのが、また勉強の一つの材料になるんじゃないでしょうかね。そこら辺は、本人に失礼にならないように、うまくリードしていけばいいんじゃないかなという。

私もしょっちゅう身障者が集まる会議をやっているんですけれども、例えば、車いすで入ったけれども、回転して出て来られなくなってしまったとか。入ってやるのはいいんだけど、あとととんとんいろいろなことが進化したり、状況が変わったりで、時代とともにいろいろな不備が

出てくるみたいですね。

指導室長 今、お話がございましたように、乙武さん自身は自分たちから子どもたちにいろいろ関わっていくという部分もございますし、子どもたちが乙武さんに関わることによって、違う部分での教育の効果という、そういうものが大きいのではないかなというふうに考えております。

委員長 よろしゅうございますか。

では「区立小・中学校長、副校長の人事異動について」ということでご質問、ご意見ありましたらお願いします。

(以下、人事に関わる質疑応答のため、非公開)

委員長 よろしゅうございますか。これを持ちまして予定されました日程、すべて終了いたしました。

庶務課長 先ほどお願いしましたとおり、次回3月23日よろしくお願ひいたします。

委員長 ではこれを持ちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。